

最高裁総訟第103号

平成31年4月23日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所

大法廷首席書記官 植 村 直 樹

「首都直下地震等緊急時における事件処理要領」に基づく具体的な事務処理（緊急時の応急措置）の運用について（指示）

標記の事務について下記のとおり定めましたので、平成31年4月26日からこれによってください。

記

1 最高裁判所作成の「首都直下地震等対応業務継続計画」において、裁判部が行う継続業務は、刑事事件の勾留及び保釈に関する事務と定められている（第3章第1節の2）が、それを受けたて作成された「首都直下地震等緊急時における事件処理要領（以下「事件処理要領」という。）」第5の1で定める「緊急を要するもの」として処理する事件は、次のアからエとする。その他事件は、事件処理要領第6の定めにより構成される裁判官の指示による。

- ア 勾留期間更新決定
- イ 保釈請求、勾留取消請求
- ウ 勾留執行停止の申立て
- エ 身柄に関する特別抗告事件

2 事件処理要領第6の5に定める勤務時間外の

は、次のとおりとする。

(1)

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]